

低未利用土地対策施策集

<空き家に関する施策>

1. 空き家対策総合支援事業【補助】……………1
2. 全国版空き家・空き地バンク【他】……………4

<低未利用土地に関する施策>

3. 低未利用土地利用促進協定制度【法】……………6
4. 低未利用土地権利設定等促進計画【法、税】……………8
5. 都市再生推進法人制度【法】……………10
6. 立地誘導促進施設協定（コモンズ協定）【法】……………13
7. 都市再生区画整理事業（空間再編賑わい創出タイプ）【社総】……………15
8. 都市再生整備計画事業【社総】……………16
9. 官民連携まちなか再生推進事業【補助】……………17
10. 都市構造再編集集中支援事業【補助】……………19
11. 低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置（100万円控除）
【税】……………20

<所有者不明土地に関する施策>

12. 地域福利増進事業【法】……………22
13. 所有者不明土地等対策事業費補助金【補助】……………24
14. 所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定円滑化、普及・定着等に向けたモデル調査【直轄】……………26
15. 地籍整備推進調査費補助金【補助】……………28
16. 地籍調査費負担金等【補助、防安】……………30

<区分>

法 :法に基づく制度

社総:社会資本整備総合交付金として支援する事業

防安:防災・安全交付金として支援する事業

補助:個別補助金として支援する事業

直轄:直轄事業

税 :税制特例

他 :その他

課室	住宅局住宅総合整備課住環境整備室
----	------------------

施策名	区分
空き家対策総合支援事業	補助
施策の概要	
空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)の空家等対策計画に基づき地方公共団体が実施する空き家の活用・除却や、NPOや民間事業者等が実施するモデル性の高い空き家の活用等に係る調査検討又は改修工事等に対して支援を行う。	
施策の内容	
<p>(1)対象事業</p> <p>① 空き家対策基本事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空家住宅等の活用(地域コミュニティの維持・再生の用途に10年以上活用する場合に限る) ・空家住宅等、特定空家等又はこれに準ずる空家等、不良住宅の除却 ・空家住宅等・特定空家等の除却か活用かを判断するためのフィージビリティスタディ ・空家住宅等・特定空家等・不良住宅の除却・活用に係る測量試験費等 ・所有者の特定 ・空家等対策計画の策定等に必要の実態把握 <p>② 空き家対策附帯事業</p> <p>上記①とあわせて実施する、空家法に基づく行政代執行等の措置の円滑化のための法務的手続等を行う事業(行政代執行・略式代執行に係る弁護士相談等の必要な司法的手続等の費用、代執行後の債権回収機関への委託費用、財産管理制度の活用に伴い発生する予納金)</p> <p>③ 空き家対策関連事業</p> <p>上記①とあわせて実施する以下の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物耐震改修事業(空き家に関するものに限る。) ・住宅市街地総合整備事業(密集市街地整備型の重点整備地区を含むものに限る。) ・街なみ環境整備事業 ・狭あい道路整備等促進事業 ・小規模住宅地区改良事業 ・住宅地区改良事業等計画基礎調査事業 ・地域優良賃貸住宅整備事業(住宅を新たに建設するものを除く。) <p>④ 空き家対策促進事業</p> <p>上記①と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等</p> <p>⑤ 空き家対策モデル事業</p> <p>NPO や民間事業者等の創意工夫によるモデル性の高い空き家の活用等に係る調査・検討や改修工事・除却工事等に係る事業</p> <p>(2)事業主体</p> <p>①～④ 地方公共団体</p> <p>⑤ 民間事業者等</p> <p>(3)国費率</p> <p>①【除却(代執行等)】地方公共団体が実施:1/2、民間事業者等が実施:1/2 【除却(上記以外)】地方公共団体が実施:2/5、民間事業者等が実施:2/5 【活用】地方公共団体が実施:1/2、民間事業者等が実施:1/3(かつ地方公共団体の1/2) 【土地整備】地方公共団体が実施:1/2、民間事業者等が実施:1/3(かつ地方公共団体の1/3)</p>	

2)

【所有者特定】地方公共団体が実施:1/2

【実態把握】地方公共団体が実施:1/2

②地方公共団体が実施:1/2

③それぞれの事業の補助率、補助限度額に準じる。

④地方公共団体が実施:1/2、民間事業者等が実施:1/3(交付対象事業の全体事業費の2/10を上限とする)

⑤【調査検討等】定額

【除却】民間事業者等:2/5

【活用】民間事業者等:1/3

留意事項

・①～④については、空家法に基づく空家等対策計画に定められた空家等に関する対策の対象とする地区内であること、地域の民間事業者等との連携体制があること等の実施要件がある。

・⑤については、学識経験者等で構成する評価委員会による評価を踏まえて採択事業を決定する。

根拠法令等

・住宅市街地総合整備事業制度要綱

・住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱

参考URL

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000035.html

空き家対策総合支援事業

令和5年度当初予算：54億円

空家法の空家等対策計画に基づき市町村が実施する空き家の活用・除却に係る取組や、NPOや民間事業者等がモデル性の高い空き家の活用等に係る調査検討又は改修工事等を行う場合に支援する。(事業期間：平成28年度～令和7年度)

事業内容

<空き家対策基本事業>

- 空き家の**活用**(地域コミュニティ維持・再生の用途に10年以上活用する場合に限る)
【補助率：市区町村が実施 国1/2、空き家所有者等が実施 国1/3・市区町村1/3】
- 空き家の**除却**
【補助率：市区町村が実施 国2/5、空き家所有者等が実施 国2/5・市区町村2/5】
- ① 特定空家等の除却(行政代執行・略式代執行等)によりやむを得ず行う除却に係る補助率：国1/2
- ② 不良住宅の除却
- ③ 雪害、地震、風水害、土砂災害等の各種災害により被害が生じた若しくは見込まれる空き家の緊急的又は予防的な除却
- ④ 上記以外の空き家の除却(跡地を地域活性化のために計画的に利用する予定があるものに限る)
- 空き家の活用か除却かを判断するための**フリージビリティスタディ**
【補助率：市区町村が実施 国1/2、空き家所有者等が実施 国1/3・市区町村1/3】
- 空き家を除却した後の**土地の整備**
【補助率：市区町村が実施 国1/2、空き家所有者等が実施 国1/3・市区町村1/3】
- 空家等対策計画の策定等に必要ない空き家の**実態把握**【補助率：市区町村が実施 国1/2】
- 空き家の**所有者の特定**【補助率：市区町村が実施 国1/2】

<空き家対策附帯事業>【補助率：市区町村が実施 国1/2】

- 空家法に基づく代執行等の措置の円滑化のための**法務的手続等**を行う事業
 - ① 行政代執行・略式代執行に係る弁護士相談等の必要な司法的手続等の費用
 - ② 代執行後の債権回収機関への委託費用
 - ③ 財産管理制度※1の活用に伴い発生する予納金
- ※1 民法に基づく不在者財産管理制度、相続財産清算制度、所有者不明土地・建物管理制度、管理不全土地・建物管理制度

<空き家対策関連事業>【補助率：各事業による】

- 基本事業とあわせて実施する以下の事業
 - ・住宅・建築物耐震改修事業
 - ・住宅市街地総合整備事業
 - ・街なみ環境整備事業
 - ・狭あい道路整備等促進事業
 - ・小規模住宅地区改良事業
 - ・地域優良賃貸住宅整備事業
 - ・住宅地区改良事業等計画基礎調査事業※2
- ※2 地域の拠点等かつ空き家が集中しているエリアにおいて、市区町村が空き家の活用に向けて行う現況調査については、補助対象限度額を引き上げ(1,074千円/ha→1,528千円/ha)

<空き家対策促進事業>【補助率：市区町村が実施 国1/2、空き家所有者等が実施 国1/3・市区町村1/3】

- 空き家対策基本事業と一体となつてその効果を一層高めるために必要な事業

<空き家対策モデル事業>(NPOや民間事業者等が実施するもの)

① 調査検討等支援事業

以下の1から3のいずれかのテーマに該当する創意工夫をこらしたモデル性の高い取組に係る調査検討※やその普及・広報等※への支援【補助率：定額(国)】

- | | | |
|--|---------------------------------------|--|
| 1. 空き家に関する相談対応の充実や空き家の発生抑制に資する官民連携体制の構築等 | 2. 空き家の活用等に資するスタートアップなど新たなビジネスモデルの構築等 | 3. ポスト・コロナ時代を見据えて顕在化した新たなニーズに対応した空き家の活用等 |
|--|---------------------------------------|--|

※ 将来的に空き家の改修工事・除却工事等を行う前提の取組又は市町村が作成する空家等対策計画に沿って行われる取組であること

② 改修工事等支援事業

創意工夫をこらしたモデル性の高い※空き家の改修工事・除却工事等への支援【補助率：活用 国1/3、除却 国2/5、除却とあわせて行う土地の整備 国1/3】

※ 上記①の調査検討等支援事業に加えて本事業を実施する場合は、この限りではない。

補助事業者・補助率

基本事業	空き家所有者等が実施※	市区町村が実施
活用・土地整備	国1/3、市区町村1/3、所有者等1/3	国1/2、市区町村1/2
除却(代執行等)	-	国1/2、市区町村1/2
除却(上記以外)	国2/5、市区町村2/5、所有者等1/5	国2/5、市区町村3/5
※市区町村による補助制度の整備が必要		
モデル事業	NPO・民間事業者等が実施	
調査検討等	定額(国)	
活用・土地整備	国1/3、NPO・民間事業者等2/3	
除却	国2/5、NPO・民間事業者等3/5	

課室	不動産・建設経済局不動産業課
----	----------------

施策名	区分
全国版空き家・空き地バンク	他
施策の概要	
各自治体が把握・提供している空き家等の情報について、自治体を横断して簡単に検索できるように「全国版空き家・空き地バンク」を構築。	
施策の内容	
公募により選定した2事業者【(株)LIFULL・アットホーム(株)】が平成29年10月からの試行運用を経て平成30年4月から本格運用を開始。令和5年1月末時点で935の自治体が参加し、11,498件の物件が登録されている。	
留意事項	
-	
根拠法令等	
-	
参考URL	
全国版空き家・空き地バンク総合情報ページ https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk3_000131.html	

目的・概要

○ 増加する空き家対策のため、空き家バンクを設置する自治体が増加しているが、自治体ごとに各々設置されているだけでは、開示情報の項目が異なり分かりづらく、また、検索が難しいことから、国土交通省では、**各自治体が把握・提供している空き家等の情報について、自治体を横断して簡単に検索**できるよう「全国版空き家・空き地バンク」を構築。

○ 公募により選定した**2事業者【(株)LIFULL・アットホーム(株)】**が平成29年10月からの試行運用を経て平成30年4月から本格運用を開始。



株式会社LIFULL



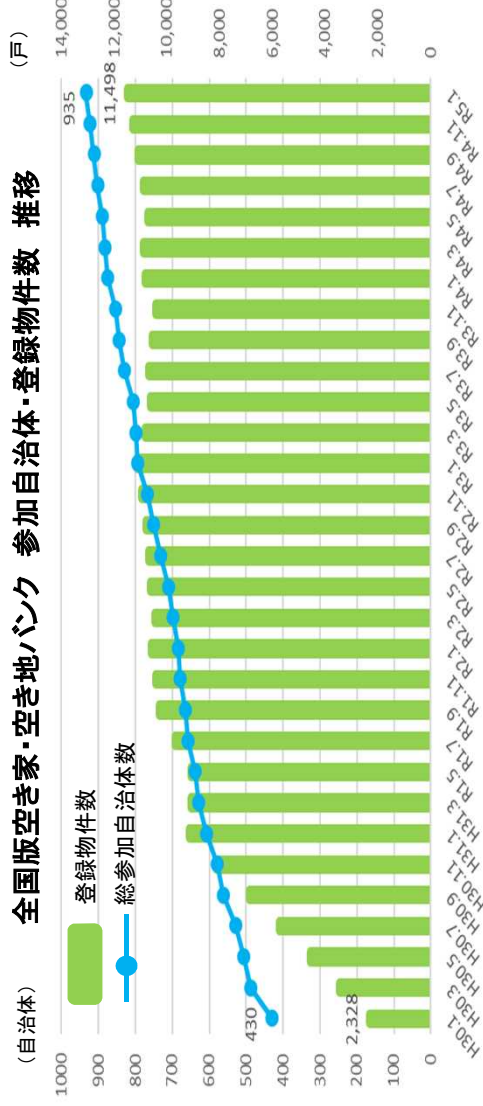
アットホーム株式会社

URL: <https://www.homes.co.jp/akiyabank/> URL: <https://www.akiya-at-home.jp/>

運用開始後の効果

○ 「全国版空き家・空き地バンク」の試行運用開始直後(平成30年1月)と比べて、**参加自治体数は約2倍、物件掲載件数は約5倍まで増加**
※掲載件数は2社合算

○ 自治体へのアンケート調査等によると、**約13,100件の物件が成約済**
(令和5年1月末時点)



空き家・空き地バンク導入のポイント集

- 空き家・空き地バンクの未設置自治体を対象に、「**空き家・空き地バンク導入のポイント集**」を令和4年6月に公表。
空き家バンクの設置、「**全国版空き家・空き地バンク**」への参加を促進。
- ポイント集は、**先行自治体の要綱例、宅建業者団体との協定書例**を含めて、地方自治体内での体制構築等に必要
な取り組みをとりまとめたもの。

課室	まちづくり推進課
----	----------

施策名	区分
低未利用土地利用促進協定制度	法
施策の概要	
所有者等に代わって低未利用の土地、建築物の有効かつ適切な利用を促進するため、必要な施設の整備・管理を定めるための協定制度。	
施策の内容	
人口減少等を背景とした、まちなかで増加している低未利用の土地、建築物の利用促進を図るため、当該土地、建築物等の有効活適正な利用に資する施設の整備及び管理に関する協定制度。 地域のまちづくりを担う市町村や都市再生推進法人等がノウハウを生かして、低未利用の土地、建築物等の利用促進を図ることにより 都市再生の効果を最大化。	
留意事項	
協定の対象区域:都市再生整備計画の区域 協定の締結者:市町村又は都市再生推進法人等と、区域内の低未利用土地の所有者等 ※協定区域内の全員の同意が必要 ※市町村長の認可が必要	
根拠法令等	
都市再生特別措置法 第46条第26項、第80条の3～第80条の8	
参考URL	
官民連携まちづくりポータルサイト https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#teimiri	

- ・人口減少等を背景として、まちなかで増加している低未利用の土地、建築物の利用促進を図るため、当該土地、建築物等の有効かつ適切な利用に資する施設の整備及び管理に関する協定制度。
- ・地域のまちづくりを担う市町村や都市再生推進法人等がノウハウを活かして、低未利用の土地、建築物等の利用の促進を図ることにより、都市再生の効果を最大化。

協定の内容（市町村長が認可）

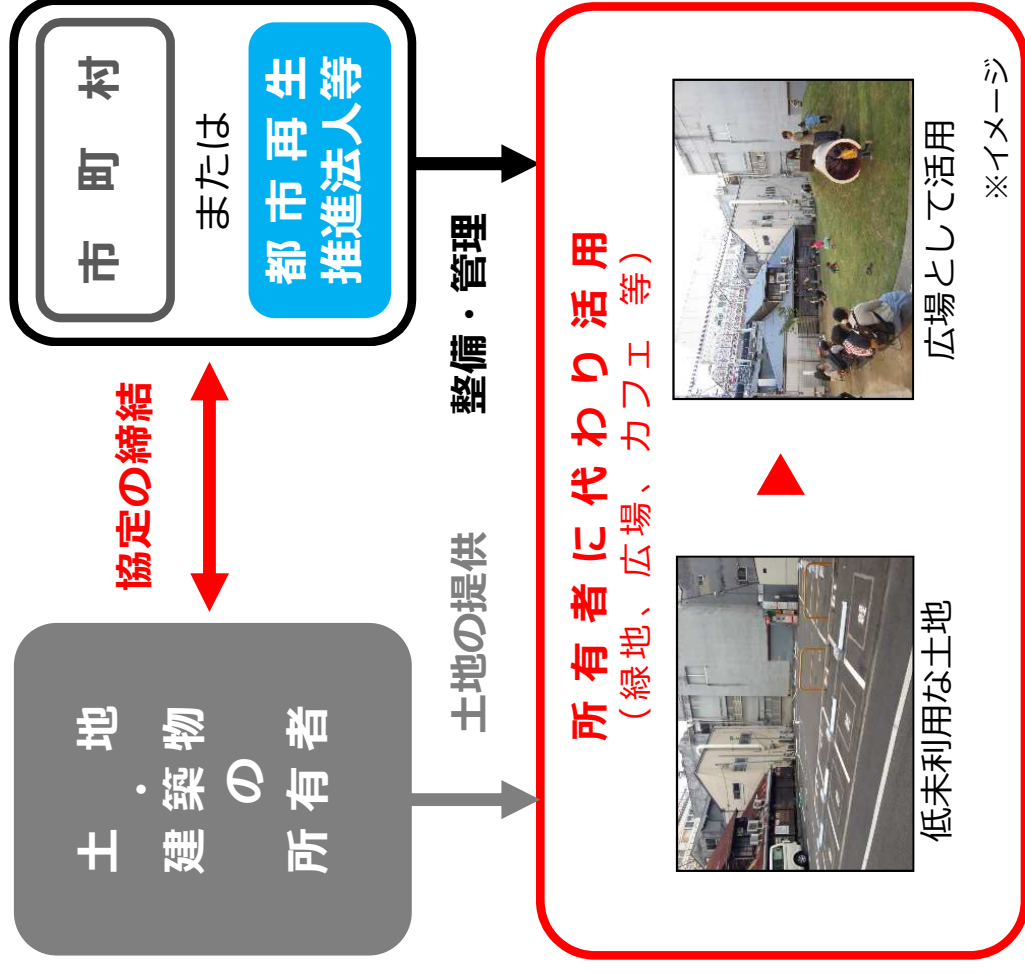
- ・協定の目的となる低未利用の土地、建築物
- ・施設の整備・管理の方法に関する事項
- ・協定の有効期間
- ・協定に違反した場合の措置

協定の効果

- ・樹木保存法に基づく樹木保存義務の実施主体として、都市再生推進法人を追加
→低未利用土地に存する保存樹木の適正な管理ができる
- ・緑化保全・緑化推進法人、景観整備機構の業務の特例
→緑地管理などのノウハウを有する法人が低未利用土地の管理を実施することが可能になる

関連予算

- 官民連携まちなか再生推進事業
- ・低未利用土地利用促進協定に基づき実施する施設整備への補助
※広場整備、デッキの整備、樹木の整備等
- ・補助率：1/2以内



課室	都市局都市計画課
----	----------

施策名	区分
低未利用土地権利設定等促進計画	法、税
施策の概要	
低未利用地の地権者等と利用希望者とを行政がコーディネートし、所有権にこだわらず、複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する計画制度	
施策の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・対象区域: 立地適正化計画の居住誘導区域または都市機能誘導区域 ・税制支援措置(令和6年3月31日まで) <ul style="list-style-type: none"> 【登録免許税】 計画に基づく土地・建物の取得等について税率を軽減 ⇒地上権等の設定登記等(本則1%→0.5%) ⇒所有権の移転登記(本則2%→1%) 【不動産取得税】 計画に基づく一定の土地の取得について軽減 (課税標準の1/5控除) 	
留意事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・本制度の活用にあたっては、立地適正化計画に低未利用土地利用等指針及び低未利用土地権利設定等促進事業に関する事(区域及び立地を誘導すべき誘導施設等に関する事項)を記載する必要がある。 ・税制支援措置については、令和6年3月31日までの期限付特例措置である。 	
根拠法令等	
<ul style="list-style-type: none"> ・都市再生特別措置法第81条15項、第109条の15～第109条の21 	
参考URL	
https://www.mlit.go.jp/common/001255368.pdf	

概要

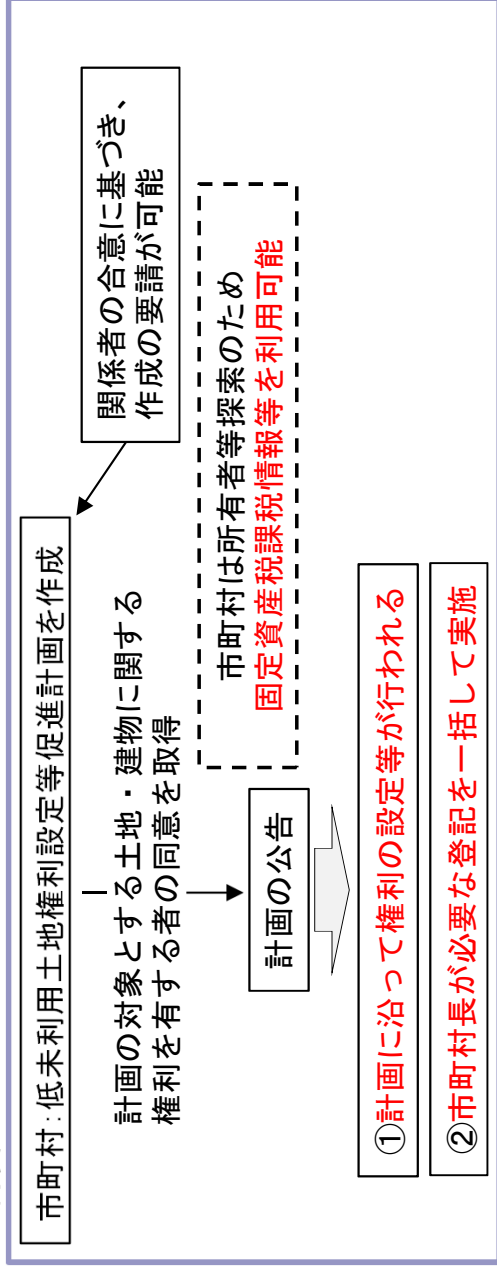
- 空き地や空き家等の低未利用地は、地権者の利用動機が乏しく、また、「小さく」「散在する」するため使い勝手が悪い。さらに、所有者の探索に多くの手間と時間がかかる。
- これまで行政は、民間による開発・建築行為を待つて規制等により受動的により受動的により受動的の利用地の利用に向けた行政の能動的な働きかけを可能とする制度を創設。

低未利用土地権利設定等促進計画制度の創設

＜概要＞（立地適正化計画の誘導区域が対象）

低未利用地の地権者等と利用希望者とを行政が能動的にコーディネートし、所有権にこだわらず**複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する計画を市町村が作成**することができる。

＜制度フロー＞



支援措置

【税制】（令和6年3月31日まで）
 （登録免許税）計画に基づく土地・建物の取得等について税率を軽減
 ⇒ 地上権等の設定登記等（本則1%→0.5%）
 所有権の移転登記（本則2%→1%）
 （不動産取得税）計画に基づく一定の土地の取得について軽減（課税標準の1/5控除）

＜制度活用イメージ＞



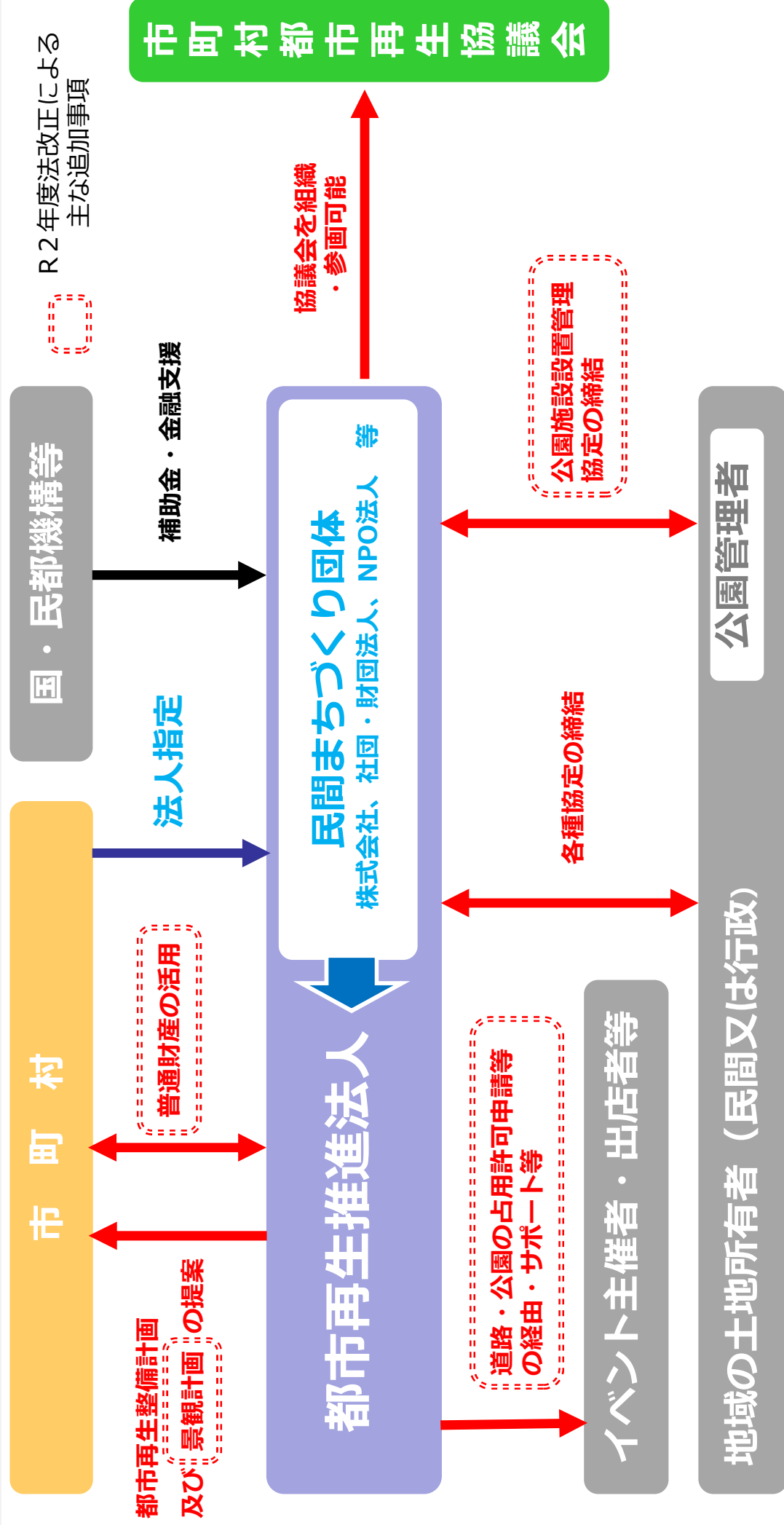
* 「立地誘導促進施設協定」で交流広場の管理も可能

* 周辺店舗の出店等も誘引され、一層の賑わいを創出

課室	まちづくり推進課
----	----------

施策名	区分
都市再生推進法人制度	法
施策の概要	
まちづくりに関する豊富なノウハウ等を有し、運営体制等が整っている優良なまちづくり団体に対して、都市再生特別措置法に基づき市町村長が指定する法人制度	
施策の内容	
公共空間や民間空地の活用、公共施設の管理・運営など、エリアの課題解決や魅力向上に向けた取組を公的な位置づけを与えたまちづくり団体が活動を行うことで、まちづくりの円滑化を図るとともに、継続的な取組が見込まれる。	
留意事項	
都市再生推進法人になることができるのは、一般社団法人(公益社団法人を含む)、一般財団法人(公益財団法人を含む)、NPO 法人、まちづくり会社である。	
根拠法令等	
都市再生特別措置法 第118条～第123条	
参考URL	
官民連携まちづくりポータルサイト https://www.mlit.go.jp/toshi/toshisaisei/	

都市再生推進法人は、まちづくりに関する豊富なノウハウ等を有し、運営体制等が整っている優良なまちづくり団体に対して、都市再生特別措置法に基づき**市町村長が指定**する法人をいう。



R2年度法改正による
主な追加事項

- ★ 法に基づく指定を受けることにより、団体の信用度・認知度の向上及び公平性の担保
- ★ 指定された団体は、まちづくり活動のコーディネーターや推進主体としての役割を期待

都市再生推進法人の業務と要件

都市再生推進法人は、都市の再生に必要な公共施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域や、立地適正化計画の区域において、以下の業務（一部の業務でも可）を行う市町村が指定する法人である。

■都市再生推進法人の業務（都市再生特別措置法第119条）

赤字部分…R2年度法改正により創設された業務

- (1) 都市開発事業、跡地等の管理に関する事業、
低未利用土地の利用又は管理に関する事業を行う
民間事業者に対する専門家派遣、情報提供、相談
等の援助
- (2) 都市開発事業、跡地等の管理に関する事業を行う
NPO法人等に対する助成
- (3) 都市開発事業、跡地等の管理に関する事業の実施
や公共施設、駐車場、駐輪場の整備
- (4) 事業用地の取得、管理、譲渡
- (5) 公共施設、駐車場、駐輪場の管理
- (6) 公園施設設置管理協定に基づく滞在快適性向上
公園施設の整備及び管理

- (7) 都市利便増進協定に基づく都市利便増進施設の
一体的な整備及び管理
- (8) 低未利用土地利用促進協定に基づく居住者等利用
施設の整備及び管理
- (9) 跡地等管理等協定に基づく跡地等の管理
- (10) 滞在快適性向上施設等の整備及び管理、滞在者
の滞在及び交流の促進を図る広報又は行事の実施
- (11) 道路、公園の占用や道路の使用の許可に係る
申請の経由事務
- (12) 都市の再生に関する情報の収集、整理及び提供
- (13) 都市の再生に関する調査研究
- (14) 都市の再生に関する普及啓発
- (15) その他の都市の再生に必要な業務

■都市再生推進法人の指定要件（都市再生特別措置法第118条）

- ・都市再生推進法人になれるのは、一般社団法人（公益社団法人を含む）、一般財団法人（公益財団法人を含む）、NPO法人、まちづくり会社（＝まちづくり活動を目的とする会社）。会社＝株式会社、合同会社、合名会社及び合資会社
- ・市町村長は、上記の法人又はまちづくり会社であって、法第119条の業務のいずれかを適正かつ確実に行うことができる」と認められる団体であれば、都市再生推進法人として指定することができる。

課室	都市局都市計画課
----	----------

施策名	区分
立地誘導促進施設協定(コモンズ協定)	法
施策の概要	
都市機能や居住を誘導すべき区域で、空き地・空き家を活用して、交流広場、コミュニティ施設、防犯等、地域コミュニティやまちづくり団体が共同で整備・管理する空間・施設(コモンズ)についての地権者合意による協定制度	
施策の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・対象区域:立地適正化計画の居住誘導区域または都市機能誘導区域 ・定める事項:協定の目的となる土地の区域並びに立地誘導促進施設の種類及び位置、立地誘導促進施設の一体的な整備又は管理に関する事項、協定の有効期間、協定に違反した場合の措置 	
留意事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・本制度の活用にあたっては、立地適正化計画に立地誘導促進施設協定に関する事(区域及び施設の一体的な整備又は管理に関する事項)を記載する必要がある。 ・協定の締結には、当該土地の土地所有者等の全員の合意が必要となる。 ・市町村長は、特に必要であると認めるときは、当該協定区域の隣接地の土地所有者等に対して、当該協定への参加をあっせんすることができる。 ・協定の認可の公告のあった後において当該協定区域内の土地に係る土地所有者等となった者に対しても、その効力がある。 	
根拠法令等	
<ul style="list-style-type: none"> ・都市再生特別措置法第 81 条 10 項、第 109 条の4～第 109 条の6 	
参考URL	
https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001474455.pdf	

立地誘導促進施設協定(コモンズ協定)概要

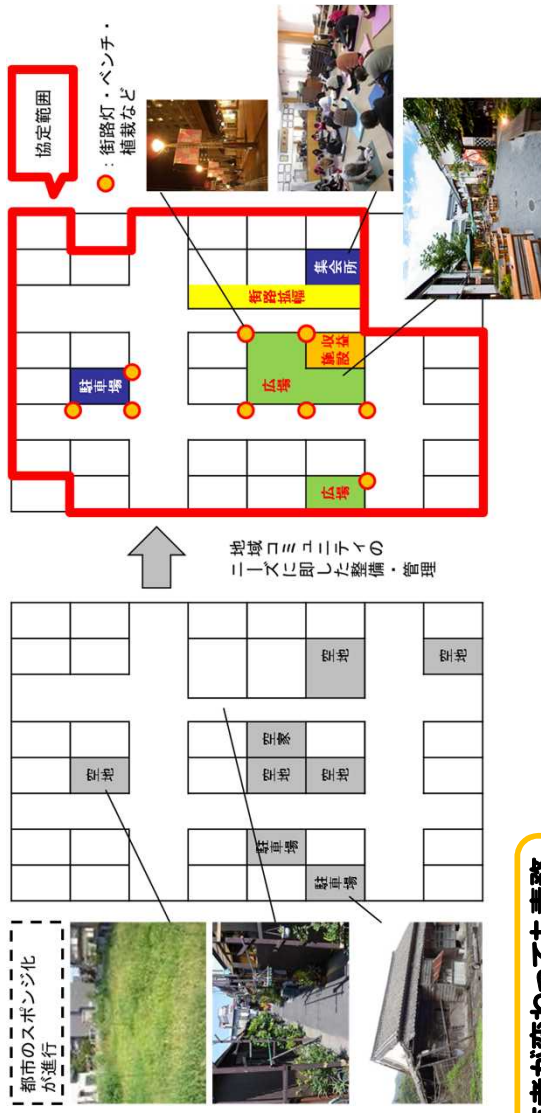
○低未利用土地等の活用や、地域コミュニティの自発的な取組を促進するために、地域住民など一団の土地の地権者等の全員合意により居住者その他の者の良好な生活環境の確保に必要な施設の整備又は管理に関するルールを決める

○定められたルールをもとに、整備や管理を地域住民など民間主体が実施
(○市町村は認可及びあっせん権限を持つことにより地域住民の自主的な活動をサポート)

制度イメージ

Point1: 立通計画の居住誘導区域又は都市機能誘導区域で結ぶ協定

- ① 一団地の土地所有者及び借地権者の全員合意により立地誘導促進施設の整備又は管理に関する協定を締結
- ② 施設敷地の土地所有者と協定締結者による利用契約の締結(土地を借り受ける場合)
- ③ 立地誘導促進施設協定の認可申請
- ④ 市町村長による立地誘導促進施設協定の認可告示
- ⑤ 協定締結者に承継効が付与
- ⑥ 協定締結者による立地誘導促進施設の整備又は管理



Point2: 土地所有者が変わっても責務が承継(承継対象施設は地域のニーズに応じて選択が可能)

【制度活用事例】青森県むつ市

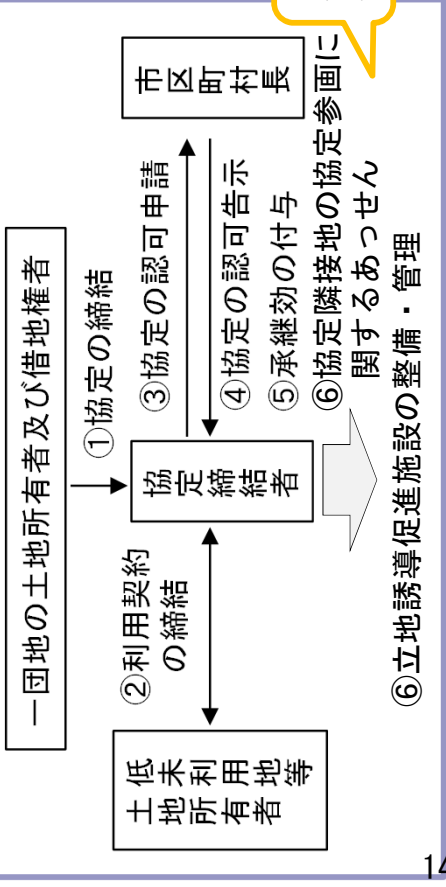
コモンズ協定締結前

危険な空き家

コモンズ協定締結後

【土地所有者】
・むつ市
・一般社団法人 空家空地バンクむつ

↑
2者で協定を締結し空き家を解体した跡地を地域の催し等を行う広場として整備・管理



課室	都市局市街地整備課
----	-----------

施策名	区分
都市再生区画整理事業(空間再編賑わい創出タイプ)	社総
施策の概要	
低未利用地が散在する既成市街地における低未利用地の集約化による誘導施設の整備を推進するため施行する土地区画整理事業について支援。	
施策の内容	
①事業主体 地方公共団体(土地区画整理組合等に対する間接交付を含む)	
②補助対象 調査設計費、宅地整地費、移転移設費、公共施設工事費、減価補償費、供給処理施設整備費、電線類地下埋設施設整備費、公開空地整備費、立体換地建築物工事費、仮設建築物整備費、浸水対策施設整備費、防災関連施設整備費、機械器具費、エリマネ活動拠点施設整備費等	
③交付率 1/2	
留意事項	
次の要件を全て満たす地区に限る ・公共用地率が20%未満であること。ただし、公共用地率の算定に当たっては幹線道路等を除くこととする。 ・直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区内(施行後直近の国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。)に存し、かつ、立地適正化計画(低未利用土地利用等指針等の低未利用地の活用に関する方針が記載されているものに限る。)で定められた都市機能誘導区域の区域内において土地区画整理事業を施行しようとする地区であること。 ・事業計画に誘導施設整備区が定められた土地区画整理事業を施行する地区であること。 ・換算面積が0.5ヘクタール以上であること。	
根拠法令等	
社会資本整備総合交付金交付要綱 社会資本整備総合交付金交付申請等要領 土地区画整理法	
参考URL	
社会資本整備総合交付金交付要綱 https://www.mlit.go.jp/page/content/001574544.pdf ・社会資本整備総合交付金交付申請等要領 https://www.mlit.go.jp/page/content/001519636.pdf	

課室	都市局市街地整備課
----	-----------

施策名	区分
都市再生整備計画事業	社総
施策の概要	
市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域生活の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業	
施策の内容	
<p>①事業主体 市町村、市町村都市再生協議会</p> <p>②補助対象 ・市町村が作成する都市再生整備計画に基づき実施される以下の事業等 道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設(緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー等)、高質空間形成施設(歩行支援施設等)、高次都市施設(地域交流センター、観光交流センター等)、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業 等</p> <p>③交付率 ・40%(歴史的風致維持向上計画関連や脱炭素先行地域関連等に適合するものについては交付率を45%に引き上げ)</p>	
留意事項	
・施行地区は、「市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・駐車場から半径500mの範囲内の区域」や「市街化区域等の外側について観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該地域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる区域」等に該当する必要がある。	
根拠法令等	
<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備総合交付金交付要綱 ・社会資本整備総合交付金交付申請等要領 	
参考URL	
<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備総合交付金交付要綱 https://www.mlit.go.jp/page/content/001574544.pdf ・社会資本整備総合交付金交付申請等要領 https://www.mlit.go.jp/page/content/001519636.pdf 	

課室	まちづくり推進課
----	----------

施策名	区分
官民連携まちなか再生推進事業	補助
施策の概要	
官民の様々な人材が集積するエリアプラットフォームの構築やエリアの将来像を明確にした未来ビジョンの策定、未来ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組等を総合的に支援。	
施策の内容	
官民の幅広い関係者が参画する官民連携のエリアプラットフォームを構築し、当該プラットフォームが策定する未来ビジョンを共有・更新しながら官民の合意形成等を図るとともに、自立・自走型システムの構築に資する取組として、多様な人材を惹きつけるコンテンツ発掘のための社会実験、交流施設整備などを支援することで、官民の人材の集うコミュニティの活性化と官民連携による持続可能なまちづくりにつなげ一層の都市再生を推進することを目的とした補助事業。	
留意事項	
<p>詳細については、官民連携都市再生推進事業制度要綱及び官民連携都市再生推進事業費補助金交付要綱を参照。</p> <p>https://www.mlit.go.jp/toshi/file/system/01_官民連携都市再生推進事業制度要綱(R4.12改正).pdf</p> <p>https://www.mlit.go.jp/toshi/file/system/02_官民連携都市再生推進事業費補助金交付要綱(R4.12改正).pdf</p>	
根拠法令等	
-	
参考URL	
<p>官民連携まちづくりポータルサイト</p> <p>https://www.mlit.go.jp/toshi/system/#kanminsaisei</p>	

官民連携まちなか再生推進事業

官民の様々な人材が集積するエリアプラットフォームの構築やエリアの将来像を明確にした**未来ビジョンの策定**、ビジョンを実現するための**自立・自走型システムの構築**に向けた取組を総合的に支援し、多様な人材の集積や投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力の強化を図る。

未来ビジョン策定とビジョン実現のための自立・自走型システムの構築への支援

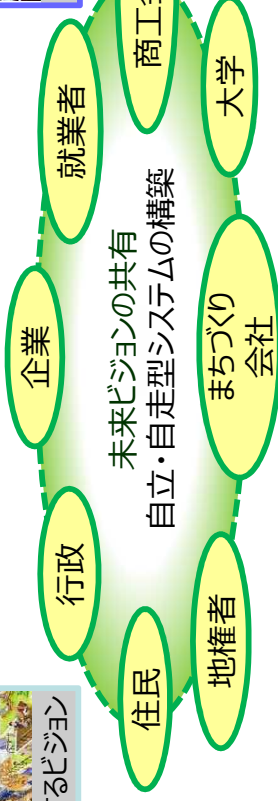
エリアプラットフォーム活動支援事業

② 未来ビジョン等の策定



官民の多様な人材が共有するビジョン

① エリアプラットフォームの構築



⑤ 交流拠点等整備



人材の集積・ネットワークの構築

③ シティプロモーション・情報発信



国内外の多様な人材を惹きつける未来ビジョン等のPR・情報発信

まちなか再生に向けたビジョン実現のために
一体となって取り組む人材の集積

上記システムの構築に向けて
中間支援組織・専門人材を活用

④ 社会実験・データ活用



公共空間等を活用した官民の人材が発掘・集積されるコンテンツの創出

普及啓発事業



先進的なまちづくりノウハウの水平展開

<補助対象事業>

- エリアプラットフォーム活動支援事業
- ① エリアプラットフォームの構築※1
- ② 未来ビジョン等の策定※1
- ③ シティプロモーション・情報発信※2
- ④ 社会実験・データ活用※2
- ⑤ 交流拠点等整備
- ⑥ 国際競争力強化拠点形成
- ⑦ 地方都市イノベーション拠点形成
- 普及啓発事業

<補助対象事業者>

- エリアプラットフォーム活動支援事業
エリアプラットフォーム※3
- 普及啓発事業
都市再生推進法人、民間事業者等

<補助率>

- ・ 定額、1 / 2、1 / 3

※ 1：新規に取り組む「エリアプラットフォーム構築」と「未来ビジョン等策定」と「未来ビジョン等策定」については、単年度あたり合計1,000万円を上限とする。（最大2年間 ただし、試行・実証実験を行いながら、新型コロナウイルス感染症拡大を契機としたビジョンを策定するものに限る、最大3年間）

※ 2：1事業あたり1年間に限る。 ※ 3：「エリアプラットフォーム構築」及び「未来ビジョン等策定」における準備段階においてのみ、市区町村を補助対象とすることができる。

課室	都市局市街地整備課
----	-----------

施策名	区分
都市構造再編集中支援事業	補助
施策の概要	
「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し、集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。	
施策の内容	
<p>①事業主体 地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等</p> <p>②補助対象 ・都市再生整備計画に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するものをパッケージで支援 道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設等）、都市機能誘導区域内の誘導施設・基幹的誘導施設、エリア価値向上整備事業等</p> <p>③国費率 ・1/2（都市機能誘導区域内等）、45%（居住誘導区域内等）</p>	
留意事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・施行地区は立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」等に限る ・都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村、市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村は対象外 	
根拠法令等	
<ul style="list-style-type: none"> ・都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱 ・都市構造再編集中支援事業費補助交付申請等要領 	
参考URL	
<ul style="list-style-type: none"> ・都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱 https://www.mlit.go.jp/common/001429898.pdf ・都市構造再編集中支援事業費補助交付申請等要領 https://www.mlit.go.jp/common/001398812.pdf 	

課室	不動産・建設経済局不動産市場整備課
----	-------------------

施策名	区分
低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置(100万円控除)	税
施策の概要	
人口減少が進展し利用ニーズが低下する土地が増加する中で、新たな利用意向を示す者への土地の譲渡を促進し、適切な利用・管理を確保し、更なる所有者不明土地の発生を予防するため、個人が保有する低額な土地等を譲渡した場合に長期譲渡所得から100万円を控除。	
施策の内容	
<p>特例措置の主な適用要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年7月1日から令和7年12月31日までの間に譲渡されたものであること。 ・ 譲渡した者が個人であること。 ・ 低未利用土地等であること及び譲渡後に当該低未利用土地等が利用されることについて、市区町村長による確認がされたものの譲渡であること。 ・ 譲渡の年の1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡であること。 ・ 低未利用土地等及び当該低未利用土地等とともにした当該低未利用土地等の上にある資産の譲渡の対価の額の合計が500万円を超えない※こと。 <p>※ 令和5年1月1日から令和7年12月31日の間に譲渡された以下の土地については、譲渡の対価の額の合計が800万円を超えないこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 市街化区域又は非線引き都市計画区域のうち用途地域設定区域に所在する土地 ② 所有者不明土地対策計画を作成した自治体の都市計画区域内に所在する土地 	
留意事項	
本特例措置の適用を受けるには、確定申告時に市区町村にて発行される確認書を添付したうえで、譲渡価額等の要件について税務署にて確認を受ける必要があります。	
根拠法令等	
租税特別措置法第35条の3	
参考URL	
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk5_000074.html	

低未利用地の適切な利用・管理を促進するための特例措置(100万円控除)の拡充・延長(所得税・個人住民税)

人口減少が進展し利用ニーズが低下する土地が増加する中で、新たな利用意向を示す者への土地の譲渡を促進し、適切な利用・管理を確保し、更なる所有者不明土地の発生を予防するため、個人が保有する低額な土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例措置を延長するとともに、譲渡価額の要件につき、上限を800万円に引き上げる。

施策の背景

低額な不動産取引の課題

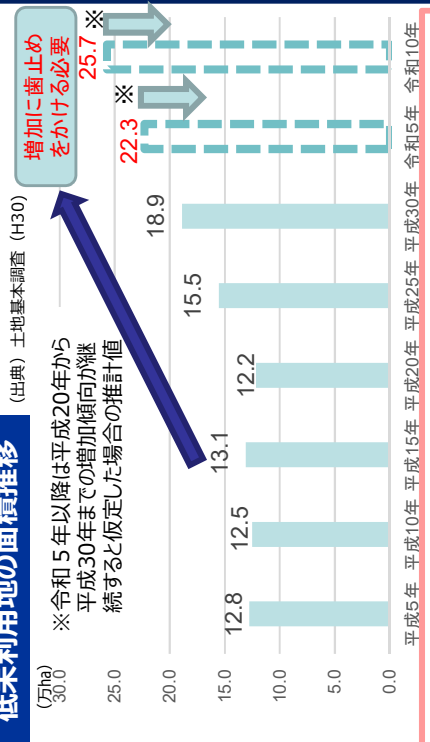
- 想定したよりも売却収入が低い
- 相対的に譲渡費用（測量費、解体費等）の負担が重い
- 様々な費用の支出があった上に、さらに課される譲渡所得税の負担感が大きい

土地を売らずに、低未利用土地（空き地）として放置

特例措置の活用事例



低未利用地の面積推移



売却時の負担感を軽減することで売却インセンティブを付与し、土地に新たな価値を見いだす者への譲渡を促進

- 新たな利用意向を示す新所有者による土地の適切な利用・管理
- 土地の有効活用を通じた投資の促進、地域活性化
- 所有者不明土地の発生予防

要望の結果

特例措置の内容

個人が、譲渡価額が500万円以下であって、都市計画区域内にある一定の低未利用地(※)を譲渡した場合に、長期譲渡所得から100万円を控除。

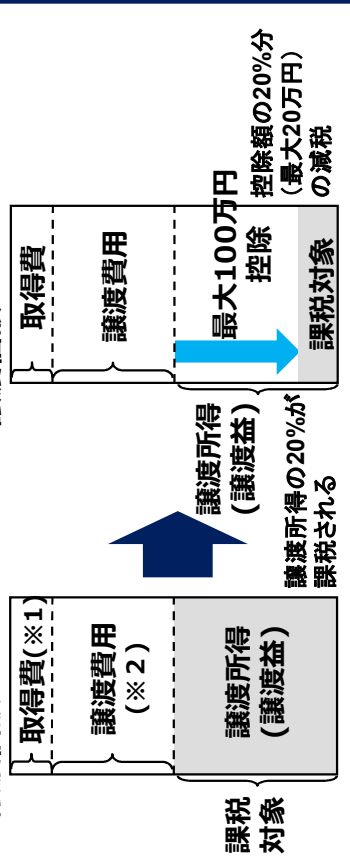
※譲渡前に低未利用であること及び譲渡後に買主により利用されることについて市区町村が確認したものに限る。

結果

現行の措置を3年間(令和5年1月1日～令和7年12月31日)延長する。
また、以下の土地は譲渡価額の要件につき上限を800万円に引き上げる。

- ①市街化区域又は非線引き都市計画区域のうち用途地域設定区域に所在する土地
- ②所有者不明土地対策計画を策定した自治体の都市計画区域内に所在する土地

譲渡価額



(※1) 取得費が分からない場合は、譲渡価額の5%相当額を取得費として計算することができる。
(※2) 宅建業者への仲介手数料、解体費、測量費等で譲渡のために直接要した費用。

施策名	区分
地域福利増進事業	法
施策の概要 地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進を図るために行われる事業(事業主体は限定されない)について、都道府県知事の裁定により、所有者不明土地上に上限10年間又は20 [*] 年間の土地権利を設定することが可能。 <small>※購買施設、教養文化施設、災害対策施設、再生可能エネルギー発電設備、(同種施設が周辺において不足している場合の)路上駐車場等、公園・広場等は上限20年</small>	
施策の内容 ①対象土地 一定の土地所有者の探索を行ってもなおその所有者の全部又は一部を確認することができない土地で、現に建築物(簡易な構造の小規模建築物又は劣化等により利用が困難な建築物を除く。)が存せず、かつ、業務の用その他の特別の用途に供されていない土地 ②対象事業 地域住民等の共同の福祉又は利便の増進に資する事業で、土地の原状回復が可能なもの(所有者不明土地法第2条第3項で限定列举) <対象となる事業> ・ポケットパーク、緑地、広場 ・防災空地、防災備蓄倉庫 ・直売所(購買施設) ・公民館、集会所 ・再生可能エネルギー発電設備 等	
留意事項 ・使用権の設定に当たって、不明所有者分の補償金の供託が必要。 ・事業期間中に所有者が現れ、事業終了後の明渡しを求めた場合には原状回復。異議がない場合は延長可能。(事業期間中は所有者が現れても事業を継続)	
根拠法令等 ・所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法 第2条第3項、第10条、第13条	
参考URL 地域福利増進事業ガイドライン https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/content/001520090.pdf	

地域福利増進事業の概要

○ 地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進を図るために行われる事業（事業主体は限定されない）について、都道府県知事の裁定により、上限10年間又は20年間※の土地使用権を設定。

※購買施設、教養文化施設、災害対策施設、再生可能エネルギー発電設備、（同種施設が周辺において不足している場合の）路上駐車場等、公園・広場等は上限20年

使用権設定手続

- ・所有者を探索
- ・現に利用されておらず、建築物（簡易なもの・劣化により利用困難なものを除く）が存在しない

都道府県知事に裁定を申請

- ・市区町村長の意見を聴取
- ・事業の公益性、事業者の適格性を確認

公告・縦覧(2月)

- ・不明者が名乗り出ない、確知所有者の反対がない

都道府県知事の裁定

- ・上限10年間（又は20年間）の使用権を設定
- ・物件については所有権又は使用権を設定（所有権を取得した事業者が物件を売却可能）
- ・補償額を裁定。不明所有者分は供託
- ・期間中は所有者が現れても事業を継続
- ・期間終了後に所有者が明渡しを求めた場合には原状回復。異議がない場合は延長可能

（フロア全体を通じて）

民間事業者に対する地方公共団体からの援助

○ 相談に応じ、地方公共団体が助言

○ 所有者探索や補償額の見積り等について専門家を斡旋

対象事業例（事業主体は限定されない）

地域住民等の共同の福祉又は利便の増進に資する事業で、土地の原状回復が可能なるものを規定

・ポケットパーク（公園）



（出典） 杉並区

・イベントスペース（広場）



（出典） 福井市

・まちなか防災空き地



（出典） 神戸市HP

・直売所（購買施設）



（出典） 農研機構、広島県

※ 同種購買施設が周辺に著しく不足している等の場合

・備蓄倉庫（災害対策施設）



・再生可能エネルギー発電設備

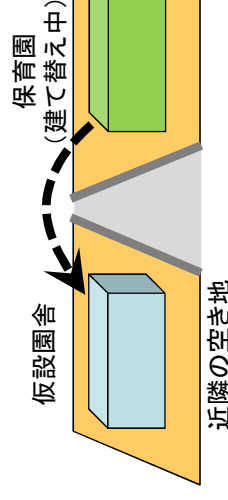


※ 政令で要件を規定

- ・恒久的な利用が一般的である公共事業の類型であって、一時的な土地利用が考えられるもの（例：仮設道路、仮設園舎等）

※ 土地等使用権の上限は10年

・保育園の建て替えに伴う仮設園舎

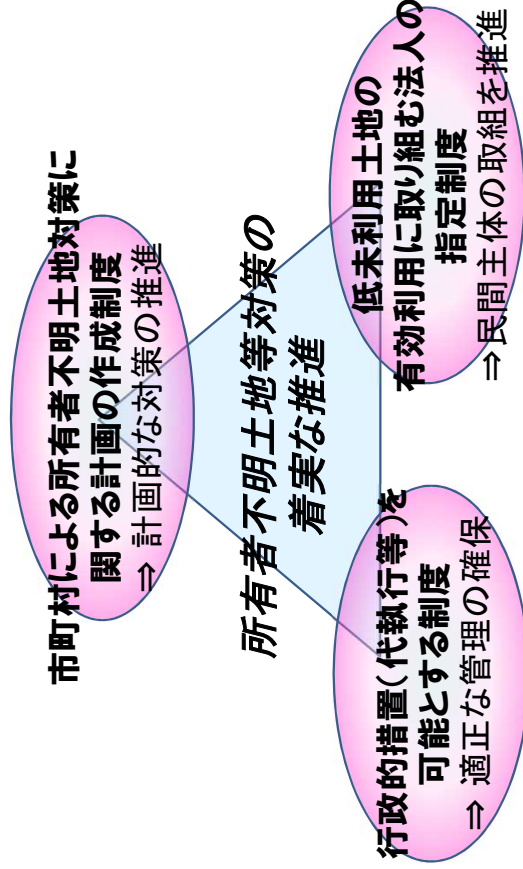


施策名	区分
所有者不明土地等対策事業費補助金	補助
施策の概要 所有者不明土地や空き地等の低未利用土地の利用の円滑化や管理の適正化等を図るため、土地の実態把握及び所有者不明土地対策計画に基づいて市町村や民間事業者等が実施する所有者不明土地等の所有者探索、事業コーディネート、管理不全状態の解消等に要する費用について補助。	
施策の内容 ①事業主体 地方公共団体、推進法人(市町村により指定された、低未利用土地の有効利用等に取り組む法人)等 ②補助対象 「所有者不明土地対策計画」に基づく以下の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・土地に関する実態把握 ・土地の所有者の探索や土地の利活用のための手法等の検討 ・土地の管理不全状態の解消 (門、塀等の工作物や樹木の除去等) ③補助率 <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が施行者の場合 : 1/2[※] ・推進法人等が施行者の場合(間接補助) : 1/3 (地方公共団体負担 1/3[※]) ※市町村負担分について特別交付税を措置(措置率:市町村負担分の1/2(最大))	
留意事項 ・市町村による「所有者不明土地対策計画」の作成が必要(実態把握調査以外) ・代執行費用・予納金の補助は、市町村等が所有者から回収できない費用に限る	
根拠法令等 ・所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法 第45条第6項 ・所有者不明土地等対策事業費補助金制度要綱 ・所有者不明土地等対策事業費補助金交付要綱	
参考URL 所有者不明土地等対策事業費補助金制度要綱 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/content/001490932.pdf 所有者不明土地等対策事業費補助金交付要綱 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/content/001490933.pdf	

所有者不明土地等対策事業費補助金

○所有者不明土地等の利用の円滑化や管理の適正化等を図るため、改正所有者不明土地法に基づいて市町村や民間事業者等が実施する所有者不明土地等の所有者探索、事業コーディネート、管理不全状態の解消等に対する補助を行う。

改正所有者不明土地法における新制度



有効利用されていない土地



コンクリート擁壁が
手入れされていない土地

所有者不明土地等対策事業費補助金の概要

- 施行者： 地方公共団体、推進法人[※] 等
 ※ 市町村により指定された、低未利用土地の有効利用等に取り組む法人
- 補助対象： 「所有者不明土地対策計画」に基づく以下の取組
 - ・土地に関する実態把握
 - ・土地の所有者の探索や、土地の活用のための手法等の検討
 - ・土地の管理不全状態の解消（門、塀等の工作物や樹木の除去等） 等

- 補助率：
 - ・地方公共団体が施行者の場合： 1/2[※]
 - ・推進法人等が施行者の場合： 1/3（地方公共団体負担1/3[※]）
 - 推進法人等への補助は間接補助となりますので、市町村において補助制度を設けていただく必要があります。
- ※ 地方公共団体負担分について特別交付税を措置（措置率最大1/2）

施策名	区分
所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定円滑化、普及・定着等に向けたモデル調査	直轄
施策の概要	
所有者不明土地等対策の更なる加速化を図るため、地域づくりの新たな担い手として、市町村の補完的な役割が期待される「所有者不明土地利用円滑化等推進法人」について、指定の円滑化や、指定法人としての役割の定着に資する調査検討等を実施。	
施策の内容	
<p>① 事業主体 特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、民間事業者、大学、専門家等により構成される協議会等、土地政策推進連携協議会の構成員からなるチーム、地方公共団体、推進法人</p> <p>② 対象事業 ・任意団体等の推進法人化 ・推進法人指定制度の活用を念頭に置いた先導的な取組 ・地方公共団体や関連業者・士業団体等専門家と連携した取組 ・空き家対策と連携した所有者不明土地等の活用に係る取組 ・土地政策推進連携協議会を活用した先導的な取組</p> <p>③ 支援額 1団体当たり 150 万円(税込)程度以内とする。ただし、推進法人の指定申請、地域福利増進事業の裁定申請など、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づく制度の活用に向けた具体的な取組を行う場合には 200 万円(税込)程度以内とする。</p>	
留意事項	
・同一の内容で国又は地方公共団体から他の補助金等を受けている取組の応募は不可。	
根拠法令等	
-	
参考URL	
令和5年度 所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定円滑化、普及・定着等に向けたモデル調査 募集要領 https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001612607.pdf	

○所有者不明土地等対策の更なる加速化を図るため、地域づくりの新たな担い手として、市町村の補完的な役割が期待される「所有者不明土地利用円滑化等推進法人」について、指定の円滑化や、指定法人としての役割の定着に資する調査検討等を実施。

実施内容

① 推進法人の指定円滑化、普及・定着等のための支援

○ 推進法人指定の円滑化や、普及・定着に資するノウハウの収集、成果等の共有、課題分析等の実施。

推進法人に指定されていない地縁団体等への支援

- ・法人化するために必要な事業計画・資金計画の作成にあたっての有識者の派遣による助言
- ・推進法人の指定を受けるために実施する「地域福利増進事業」の実行可能性を把握するための社会実験 等

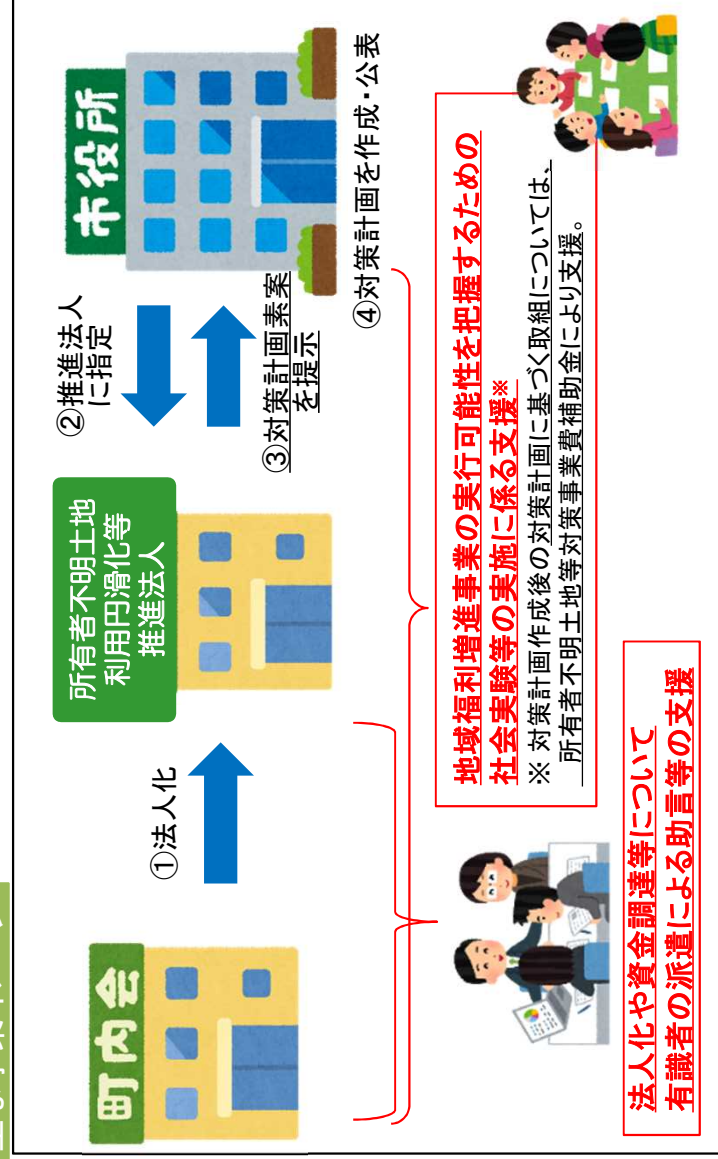
推進法人への支援

- ・「所有者不明土地対策計画」の作成・変更を提案するため実施する「地域福利増進事業」の実行可能性を把握するための社会実験 等

② 推進法人の指定促進(ノウハウ等の横展開)

○ 土地政策推進連携協議会(事務局:各地方整備局等)による講演会・講習会の開催等を通じた地方公共団体への情報の提供や技術的支援を実施。

主な事業イメージ



ノウハウの収集、成果等の共有、課題の分析、取りまとめ

連携協議会を通じた情報提供・技術的支援等の横展開

課室	不動産・建設経済局地籍整備課
----	----------------

施策名	区分
地籍整備推進調査費補助金	補助
施策の概要 地籍整備が特に遅れている都市部において、防災対策、まちづくり等に寄与する観点から、民間事業者等、地方公共団体が作成する地籍調査以外の測量成果を地籍整備に活用するため、国土調査法第19条第5項指定申請に必要な測量成果の作成経費に対する支援	
施策の内容 ①事業主体 民間事業者等、地方公共団体 ②補助対象 国土調査法第19条第5項指定申請に必要な測量・調査に要する経費（調査計画等策定、境界情報等整備、成果等作成） ③補助率 ・民間事業者等 1/3 以内 ※間接補助の場合、地方公共団体の補助する額の1/2が限度 ・地方公共団体 1/2 以内 ※国土調査法第19条第6項による代行申請の場合は定額	
留意事項 ・人口集中地区又は都市計画区域を地域要件とする ・経費の算定にあたり、地籍整備推進調査費補助金交付要領による限度がある	
根拠法令等 ・国土調査法 第19条第5項、第6項 ・地籍整備推進調査費補助金制度要綱 ・地籍整備推進調査費補助金交付要領 等	
参考URL 地籍整備推進調査費補助金 http://www.chiseki.go.jp/plan/hojokin/index.html 国土調査法第19条第5項指定制度 http://www.chiseki.go.jp/plan/katuyou/index.html	

地籍整備推進調査費補助金(19条5項指定補助)

R5年度予算額：129,486千円
(重要政策推進枠)

R4年度予算額：130,401千円

地籍整備が遅れている都市部において、防災対策、まちづくり等に寄与する観点から、民間事業者、地方公共団体等が作成する地籍調査以外の測量成果を、地籍整備に活用できるように支援を行う。

地籍整備推進調査費補助金

➤ 都市部において各種測量を行う民間事業者等や、既存測量成果を活用しよとする地方公共団体等が、積極的に19条5項指定申請を行えるよう、申請に必要な測量・調査に要する経費に対し、補助金を交付

事業主体：民間事業者、地方公共団体

地域要件：人口集中地区又は都市計画区域

対象経費：19条5項指定申請に必要な測量・調査に要する経費
(調査計画等策定、境界情報等整備、成果等作成)

補助率：地方公共団体 1/2以内 ※19条6項による代行申請の場合は定額

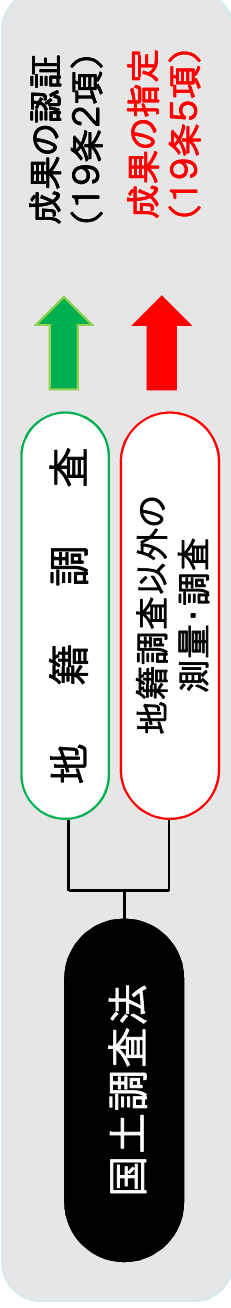
民間事業者 1/3以内 ※間接補助の場合、地方公共団体の補助する額の1/2が限度



【国土調査法第19条第5項指定】

土地に関する様々な測量・調査の成果について、地籍調査と同様に取り扱いえるよう国土交通大臣等が指定する制度

※ 令和2年の国土調査法改正により、地籍調査の実施主体が19条5項指定申請を代行することができる制度を新たに導入



地籍調査以外の測量・調査の成果が
国土調査法に基づく指定(19条5項)を
受けることにより、地籍調査と同等の扱い

地籍調査の実施は不要

課室	不動産・建設経済局地籍整備課
----	----------------

施策名	区分
地籍調査費負担金等 ・地籍調査費負担金 ・社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助 ・防災・安全交付金のうち社会資本整備円滑化地籍整備事業	補助・防安
施策の概要 災害後の迅速な復旧・復興、社会資本整備、土地取引の円滑化等のためにも重要である土地の境界等を明確にする地籍調査の推進のため、第7次国土調査事業十箇年計画（令和2年5月閣議決定）に基づく地籍調査に係る経費を支援。	
施策の内容 ①事業主体 地方公共団体、森林組合等の民間団体 ②補助対象 国土調査法及び国土調査促進特別措置法の規定に基づき実施する地籍調査事業に要する経費 ③補助率 ・市区町村が実施主体の場合：国 1/2、都道府県 1/4、市区町村 1/4 ・民間団体が実施主体の場合：国 2/3、都道府県 1/6、民間団体 1/6 等 ※地方公共団体負担分について特別交付税を措置（措置率：地方公共団体負担分の 80%）	
留意事項 ・重点5分野（社会資本整備、防災対策、まちづくり、森林施業・保全、所有者不明土地対策）に関する事業実施予定地域等を対象	
根拠法令等 ・国土調査法 第6条の4、第9条の2 ・地籍調査負担金交付要綱 ・社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助交付要綱 ・社会資本整備総合交付金交付要綱 等	
参考URL 地籍調査 web（地籍調査全般に係る情報） http://www.chiseki.go.jp/index.html 社会資本整備総合交付金等について（社会資本整備円滑化地籍整備事業に係る規程等） https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html	

地籍調査費負担金等

R 5年度予算額：10,500,000千円
 [内訳]負担金：4,060,000千円
 交付金：5,440,000千円
 円滑化補助：1,000,000千円

R 4年度予算額：10,550,000千円
 [内訳]負担金：4,910,000千円
 交付金：5,090,000千円
 円滑化補助：550,000千円

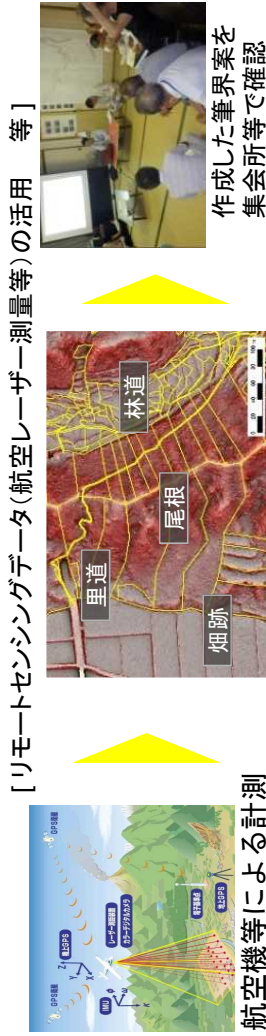
土地の境界等を明確にする地籍調査の実施は、災害後の迅速な復旧・復興、社会資本整備、土地取引の円滑化等のためにも重要であり、第7次国土調査事業十箇年計画（令和2年5月閣議決定）に基づき、地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入を推進し、政策効果の高い地域での地籍調査の重点化を図る。

第7次国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査の推進

- 重点施策分野に関する事業実施予定地域等を対象として地籍調査を推進



- 新たな調査手続の活用、効率的な調査手法の導入の促進



第7次国土調査事業十箇年計画の計画事業量・進捗率目標

- 計画事業量 □ 十箇年間で **15,000km²**
- 進捗率目標 □ 調査対象地域全体での進捗率
当初:52% → **10年後:57%** (約6割)
□ 優先実施地域での進捗率
当初:79% → **10年後:87%** (約9割)

予算の効率的・効果的な執行

- 予算配分の重点化
 社会資本整備事業の実施が予定される地域、防災上重要な地域(土砂災害特別警戒区域等の災害レドゾーン地域)への予算優先配分
- 社会資本整備との連携強化
 ・令和3年度に新たに創設した個別補助制度(円滑化補助)の推進のため、Q&A集を発出し、研修等で周知することで効果的な活用を促進
 ・自治体内の地籍調査部局と、社会資本整備事業実施部局との連携に関するガイドライン(先進事例等)を発出し、適切に連携するよう働きかけを強化

地籍調査の更なる迅速化・円滑化を図り、進捗を加速化